

生田哲郎◎弁護士・弁理士／森本 晋◎弁護士

司法書士試験受験対策書籍における 法律解説の著作物性と業務委託契約における 競業禁止義務規定の効力について判断した事例

[東京地方裁判所 平成24年9月28日判決 平成23年(ワ)第14347号]

1. はじめに

本件は、司法書士試験受験対策講座を開いている予備校が、その元・講師を訴えたケースです。本件は、著作物性の判断に一事例を追加するものであるとともに、業務委託契約における競業禁止義務規定の効力についても判断しており、実務上、大変参考になる判決といえます。

2. 事案の概要と争点

原告は各種国家資格試験の受験指導等を業とする株式会社、被告は原告から委託を受けて、司法書士試験受験対策講座の講師の業務に従事していた者です。

原告・被告間の業務委託契約には、被告が委託業務の遂行の過程で制作した著作物について、その著作権を包括的に原告に譲渡する旨の規定が設けられており、本判決では、被告が作成した司法書士試験受験対策講座用の講義資料（以下、本件講義ノート）は、かかる規定により著作権が原告に譲渡されたものと判断されています。原告書籍は本件講義ノートの一部であり、民法の基本的概念を説明するものです。

被告は、原告との間の業務委託契約終了後、インターネット上に司法書士試験受験対策講座のサイトを開設し

て、講義の無料配信等を行い、民法の基本的概念を説明する被告書籍の配信や通信販売を行いました。

そこで、原告は被告に対し、上記行為が原告書籍に係る著作権を侵害するとして被告書籍の販売の差し止め等を求めるとともに、被告による業務委託契約上の競業禁止義務（本契約期間中および期間満了後1年間）違反を理由として損害賠償を請求しました。

本件では、先に述べた著作権の譲渡契約の成否（本稿では割愛）の他、①原告書籍の著作物性、②被告の競業禁止義務違反の有無が争われました。

なお、裁判所は、原告の請求を棄却しています（確定）。

3. 裁判所の判断①～著作物性

(1) 本判決は、原告書籍の性質を踏まえ、その著作物性について、以下のような考え方を述べました。

「原告書籍は、司法書士試験合格を目指す初学者向けのいわゆる受験対策本であり、同試験のために必要な範囲で民法の基本的概念を説明するものであるから、民法の該当条文の内容や趣旨、同条文の判例又は学説によって当然に導かれる一般的解釈等を簡潔に整理して

記述することが、その性質上不可避であるというべきであり、その記載内容、表現ぶり、記述の順序等の点において、上記のとおり民法の該当条文の内容等を簡潔に整理した記述という範囲にとどまらない、作成者の独自の個性の表れとみることができるような特徴的な点がない限り、創作性がないものとして著作物性が否定されるものと解される」

(2) 次に本判決は、以下のとおり述べ、原告書籍の著作物性を否定しました。

「別紙対比表1は、失踪宣告取消の効果について解説したものであり、具体的には、『失踪宣告取消の効果／失踪宣告が取消されると、その宣告は初めからなかったものと扱われる／→死亡したものとみなされたことから発生した法律関係は／原則、全部復元する(失踪宣告前の状態に戻す)／→相続財産・生命保険金の返還、婚姻関係の復活／→しかし／これを貫くと失踪宣告を信じていた者は不測の損害を被る／→そこで／復元に一定の制限を設ける／a 失踪宣告を直接の原因として財産を取得した者／→「現に利益を受ける限度」で返還すればよい(32Ⅱ)／ex. 相続人・生命保険金受取人・受遺者（遺贈を受

けた者)』(判決注:「/」は改行を示す。以下同じ。)などと記述し、その具体例を図示するなどして説明したものである」

「上記記述は、内容において、該当条文(ここでは民法32条)の規定内容、趣旨、効果等として一般的に理解されるところを記載したものにすぎない。また、表現ぶりにおいても、簡潔かつ平易な表現であるということが出来るものの、……原告書籍の性質上、このような表現ぶりは、ありふれたものであるというべきである。さらに、その記述の順序をみても、失踪宣告取消に関する原則論について述べた上で、上記原則を貫いた場合に生じる不都合について述べ、上記原則の修正としての例外規定の内容及び具体例について述べたものであり、格別の特徴があるものとはいうことができない。また、上記説明において具体例を挙げることも、原告書籍の性質上ありふれたものであるところ、上記具体例の内容をみても、父の失踪宣告が取り消された場合において、子が失踪宣告により得た相続財産1000万円で、残存500万円、生活費300万円、競馬等の遊興費200万円のどの範囲を現存利益として返還すべきかを示すというものであり、上記具体例の内容に、『1000万』を長方形で囲み、財産の流れを矢印で示すなどという表現上の工夫点を加えて見たとしても、独自の工夫といえる点はなく、ありふれたものというべきである」

(3)原告は、太字、アンダーライン、付点等による強調、枠囲み、矢印の使用、余白の取り方、イラストの使用等に表現上の特徴があると主張しましたが、本判決は原告主張を認めませんでした。

「どの部分を重要であると考え、強調するかという点は思想又はアイデアに属するものであると考えられる上、これを表現であるとみたとしても、原告書籍の性質上、その記述の一部を強調するということはありふれたものであるというべきである。また、どの部分を強調するかという強調部分の選択においても、一般に重要であると解されるところを選択したものにすぎず、特段、特徴的なところは見いだせない。区切り、囲みについても同様であり、問題意識、理由付け、結論等、それぞれ分けることができると考えられる部分を区切り、又は一定のまとまりがあると考える部分を囲むということ自体は思想又はアイデアに属するものであると考えられる上、これを表現であるとみたとしても、その選択及び方法に特徴的なところは見出すことができない」

「イラストの使用についてみても、原告書籍のイラストは、いずれも、市販のソフトウェアに収録されたイラスト素材データを使用したものであって、その著作権は、当該収録データの制作者又はソフトウェア販売者に帰属するものと認められるから……当該イラストの具体的表現……が、原告書籍の著作物性の根拠となるものとは認められない。具体的表現を離れたイラストの表示(当該位置にイラストを挿入すること)自体は思想又はアイデアに属するものであるというべきであり、やはり、著作物性の根拠となるべきものとは認められない。人物のイラストの横に楕円を付し、人物の台詞とみられる文章……を挿入することも、ありふれたものというべきであり、上記文

章の内容も、具体例の内容に沿った、ごく短いものであり、個性の現れとみることのできるものではない」

(4)また、本判決は、上記別紙対比表1の記述部分と同様に、別紙対比表2ないし15の記述部分についても著作物性を否定しました。

「各部分において説明しようとする各法概念……の内容、趣旨、効果等として一般的に理解されるところを記載したものにすぎず、その表現ぶりや記載の順序についても、原告書籍の性質上、ありふれたものというべき範囲を超えるものは見いだせない」

4. 裁判所の判断②～競業避止義務違反

本判決は、以下のように述べて、本件事情の下では、競業避止義務は公序良俗に反して無効である旨を判示しました。

「本件競業避止義務条項の内容は……被告につき、業務委託契約期間終了後1年間、原告と競合関係に立つ企業等への一切の関与及び競業事業の開業を禁ずるものであるところ、……被告は、原告との間で業務委託関係にあった者にすぎず、業務委託関係終了後は、本来、他企業への関与又は事業の実施を自由に行うことができるべきものである。そうすると、本件競業避止義務条項は、業務委託関係終了後における被告の職業選択の自由に重大な制約を新たに加えようとするものということができるから、このような条項が有効とされるためには、原告が確保しようとする利益の性質及び内容に照らし、競業行為の制約の内容が必要最小限度にとどまっており、かつ、これにより

被告が受ける不利益に対し、十分な代償措置が執られていることを要する」

「原告は、本件競業禁止義務条項により保護されるべき原告の利益として、原告の構築した受験指導方法・体制……に係るノウハウ、多大な投資を行うことによって育成した講師という無形資産、原告の貢献によって作成された著作物の著作権を挙げる。しかし、上記各利益のうち、ノウハウに関する点については、その具体的内容自体明白ではなく、競業禁止義務により保護されるべき利益に当たると認めるに足りない。原告代表者作成の書籍……によっても、ノウハウの具体的内容は明らかではない。……本件において、原告が被告に対し、原告の営業秘密たる技術又はノウハウ等を開示し、被告がこれを習得したと認めるに足りる主張及び立証はない。更に、著作権については、これを保護するために必ずしも競業禁止義務による必要はないものであり、これを保護利益とするためには、その必要を基礎づけるだけの特段の事情が必要であると解されるところ、その特段の事情についての主張立証もない。そうすると、原告の主張する保護利益については、いずれも競業禁止義務により保護されるべきものと認めるだけの、主張立証がない。……」

他方、本件競業禁止義務による制約の内容は、……本件契約終了後1年間であって、一般的な競業禁止義務条項に比較して長期とは認められないものの、競業が禁止される地理的範囲を問わず、原告と競合関係に立つ企業への一切の関与及び起業を禁ずるというものである。これは、原告と被告との関

係が、契約の更新期間を1年間とする業務委託契約に基づくものにすぎず、前記のとおり、原告に保護利益が存することの主張立証がないことも考慮すれば、広範にすぎ、かつ、被告に対し重大な不利益を課すものであるということができるといえる。それにもかかわらず、被告に対し、契約関係終了前後を通じて、何らの代償措置も執られていないことは、原告も自認するところである」

「そうすると、本件競業禁止義務条項による制約が、必要最小限度のものとは認められず、代償措置も執られていない以上、本件競業禁止義務条項は、合理的理由なく過大な負担を被告に一方的に課すものとして、公序良俗に反し、無効である」

5. 考察

(1) 著作物性

法律解説書の著作物性が問題となった先例に、知財高判平成18年3月15日（通勤大学法律コース）、名古屋地判平成23年9月15日（過払金回収本）があります。

本判決は、先例の流れをくみ、原告書籍の司法書士受験対策本としての性質に照らして、条文の内容等を簡潔に整理した記述の範囲にとどまらない、作成者の独自の個性の現れとみることができるといえるような特徴的な点がない限り、創作性がないものとして著作物性が否定されると述べています。

いずれの判決も、法律解説書の記述について、著作物性が認められる余地を全く否定するわけではなく、作者の独自の個性の現れとみられるような特徴的な点には著作物性が認められるとしています。その具体例としては、暗記のための語呂合わせ（古文の語呂合わせについて著作物性を認めた例として、東京地判平成11年1月29日）等が考えられます。

(2) 競業禁止義務規定の効力について

退職する従業員等に対して、おおむね2年程度の競業禁止義務を規定した誓約書等を提出させることは広く行われています。他方、本判決は、期間を1年と定めた競業禁止義務規定を公序良俗違反であるとしています。

本判決の事案は、原告・被告間に1年更新の業務委託契約が存在するにすぎず、競業禁止の範囲も広く、原告の保護利益が不明確である一方、被告に対して何らの代償措置も執られていないというものです。

本判決は、契約終了後1年間の競業禁止義務を無効と判断しましたが、あくまでも上記のような本件の事情の下での事例判断です。競業禁止義務規定の効力は、制約の必要最小限度性や代償措置の有無などに基づく、事例ごとの個別判断であり、一概に競業禁止義務を負う期間の長短だけで決せられるわけではないという点に注意を要します。

いくた てつお

1972年東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。82年弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

もりもと しん

東京大学法学部卒業。生田名越高橋法律特許事務所にて、侵害訴訟等の知的財産権法務、システム関連契約案件等に従事。日本弁理士会特定侵害訴訟代理業務能力担保研修講師。